

財 産 目 録

平成29年3月31日

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
普通預金	肥後銀行多良木支店	-	光台寺保育園の運転資金として	-	-	23,014,509
普通預金	熊本銀行多良木支店	-	光台寺保育園の運転資金として	-	-	172,595
当座預金	肥後銀行多良木支店	-	光台寺保育園の運転資金として	-	-	-59,726
普通預金	肥後銀行多良木支店	-	本部の運転資金として	-	-	3,219,581
定期預金	JAバンク多良木支店	-	本部の運転資金として	-	-	1,452,181
小 計						27,799,140
事業未収金	多良木町 あさぎり町	-	公定価格差額分(4月~3月分)	-	-	2,569,560
未収補助金	多良木町	-	延長保育補助金 他	-	-	3,748,200
その他の流動資産		-		-	-	0
流 動 資 産 計						34,116,900
2 固定資産						
(1)基本財産						
土地	(光台寺保育園)球磨郡多良木町大字多良木字地藏堂3326-1、3290-3	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	-	-	6,891,300
小 計						6,891,300
建物	(光台寺保育園 園舎)球磨郡多良木町大字多良木字地藏堂3326-1	1996年度	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	91,527,860	75,288,320	16,239,540
	(光台寺保育園 多目的施設)球磨郡多良木町大字多良木字地藏堂3290-3	2007年度	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	8,000,000	3,633,333	4,366,667
	(光台寺保育園 多目的施設)球磨郡多良木町大字多良木字地藏堂3290-3	2008年度	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	1,000,000	437,500	562,500
小 計						21,168,707
基 本 財 産 計						28,060,007
(2)その他の固定資産						
土地		-		-	-	0
小 計						0
建物	光台寺保育園付属建物 ベランダ他	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	5,467,000	2,103,922	3,363,078
構築物	光台寺保育園 時計台他	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	7,246,170	6,338,398	907,772
器具及び備品	光台寺保育園 テレビ、エアコン他	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	26,334,389	22,276,292	4,058,097
車輛運搬具	光台寺保育園 公用車ルークス1台	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	1,660,000	449,583	1,210,417
ソフトウェア						0
人件費積立資産	定期預金肥後銀行多良木支店	-	将来の人件費のため積立している定期預金	-	-	13,000,000
修繕積立資産	定期預金肥後銀行多良木支店	-	将来の修繕費のため積立している定期預金	-	-	1,000,000
備品等購入積立資産		-		-	-	0
保育所施設設備整備積立資産	定期預金肥後銀行多良木支店	-	将来の施設設備整備のため積立している定期預金	-	-	55,300,000
そ の 他 の 固 定 資 産 計						78,839,364
固 定 資 産 計						106,899,371
資 産 合 計						141,016,271
II 負債の部						
1 流動負債						
短期借入金		-		-	-	0
事業未払金	社会保険料(事) 他	-		-	-	3,495,073
職員預り金	社会保険料個人負担分	-		-	-	1,189,734
その他の流動負債		-		-	-	0
流 動 負 債 合 計						4,684,807
2 固定負債						
設備資金借入金		-		-	-	0
長期運営資金借入金		-		-	-	0
その他の固定負債		-		-	-	0
固 定 負 債 計						0
負 債 合 計						4,684,807
差 引 純 資 産						136,331,464

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合には、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」と一致させる。
- ・[使用目的等]欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残高額に算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」を欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。